

陳 述 書

2018年5月8日

〒104-0045

東京都中央区築地 3-9-10 築地ビル3階

島 昭 宏 (島)

私は、本訴訟における争いの発端となった原発メーカーを被告とする損害賠償請求訴訟（以下「原発メーカー訴訟」といいます）弁護団の共同代表です。以下、本訴訟を提起するに至った経緯等について、述べさせていただきます。

第1 原発メーカー訴訟の準備

1 被告崔および被告朴との出会い

福島原発事故発生後、環境 NGO をはじめとする多くの団体や個人によってエネルギー転換等を目的とする「e シフト」というネットワークが発足しました。私は、弁護士約 450 名による日本環境法律家連盟（JELF）という団体のメンバーとして、そのネットワークに参加し、メーリングリストに登録していました。このことがきっかけとなり、2012年9月ころ、同じく e シフトに参加し、福島第一原発を製造した原発メーカー（GE、東芝、日立）への責任追及を考えていた NNA（No Nukes Asia Actions）の被告崔（事務局長）および被告朴（以下「被告崔ら」といいます）と知り合うことになったのです。

そして、何度か面談、打合せをし、彼らが企画するシンポジウムの講師を依頼され話をしたりする中で、被告崔らから原発メーカー訴訟の代理人を引き受けるよう強く要請されました。気付けば、後へは引けない状況でもあり、また私自身、原発問題を考える中で原発メーカーの責任は極めて重要な論点であるにもかかわらず、これまでほとんど議論されていないことを知り、誰かが声を上げる必要性を強く感じていたことから、悩んだ末、代理人を引き受けることにしました。

2 弁護団の形成

原発メーカーは、原子力損害賠償法によって免責とされているため、当初より極めて困難な裁判となることは明白で、弁護団のメンバーを集めることは容易ではありませんでした。特に普段から弁護団事件をやっているような環境関係の弁護士たちは、原発メーカー訴訟弁護団（以下「本弁護団」といいます）への参加を躊躇しました。そこで私は、これまで環境事件等に

関わった経験の少ない、個人的な付き合いのある若い弁護士たちに参加を要請して、少しずつメンバーを確保していきました。

同時に、私は、数か月間に渡って訴訟の法律構成を考えるとともに、少しでも有意義な訴訟とするために、単なる集団訴訟にとどまらないやり方について模索を続けました。その結果、「原子力の恐怖から免れて生きる権利(＝ノー・ニュークス権)」という新しい人権を立てて闘うこと、請求額は一人100円として、世界中から1万人を目標とする原告を募ること、ただし原告適格等の争点化を避けるため、現に被害を受けている福島からの避難者の方々をAグループとする等、原告を5つのグループに分け、さらに2014年3月10日までに提訴を終え、それ以降、消滅時効が争点となり得る原告の募集はしないことなどの方針を決定しました。

被告崔らとは頻繁に会議を重ね、毎日のようにメールでやり取りをして、これらのアイデアについてもほぼ同時進行で伝え、賛同を得ながら進めていきました。

3 原告の募集

法律上免責となっている相手方を被告とする原発メーカー訴訟では、裁判所の慎重な審理を促すために、原告を数多く集めるだけではなく、世界中が注目しているということを伝えるため、より多くの国の人々に原告として参加してもらう必要がありました。そのため、私と被告崔が中心となって、東京、大阪、名古屋、仙台、函館等、国内のみならず、韓国や台湾等、様々な場所に行って、説明会やシンポジウムを開催しながら原告の募集を行いました(甲76)。

被告崔は、エネルギーに溢れ、英語と韓国語が堪能で、また話も上手く説得的である等、非常に能力の高い人物で、私はことあるごとに感心をしていました。細かい点で私との意見の相違があれば、それを見過ごすことなく粘り強く議論を求められました。

また、被告朴は、数十年前のいわゆる日立闘争の頃から被告崔と共に闘い勝利したとのことですが、笑顔を絶やさない非常に明るいキャラクターで、誰からも好感をもたれる人物です。

その他、NNAAメンバーの大久保徹夫氏と八木沼豊氏も、原告募集等、原発メーカー訴訟の準備に尽力してくれました。大久保氏は、理系出身ということもあり、原発の構造等にも詳しく、脱原発に向けて常に並々な熱意を感じさせてくれる人です。八木沼氏は、やや控えめながら、生真面目な実務家という印象の人でした。

被告崔ら及びこの2名の計4名が中心となって、原発メーカー訴訟の原告及びサポーターからなる「原発メーカー訴訟の会」(以下「訴訟の会」と

いう)を発足させました。どういういきさつかは知りませんが、渡辺信夫氏という方が会長、被告崔が事務局長、大久保氏が会計、八木沼氏が事務局員と監査を兼ね、被告朴は事務局員となり、私は副会長になるよう被告崔から依頼されました。渡辺氏は、90歳を超える方でいわゆる名誉職であり、私も弁護士長ですから、実際には訴訟の会事務局は、ほとんど被告崔が取り仕切る組織でした。

第2 確執

1 争いの発端

前述のとおり、私と被告崔は、原告募集のために、国内外、様々な場所へ一緒に出かけていきました。非常に有能な人物である彼と議論をしながら、行動をともにすることは、私にとっても有益で楽しい時間でした。

ただ、一つ問題がありました。

多くの場合、被告崔が原発メーカー訴訟を提起することになったいきさつや、より多くの原告を集める理由等を話し、その後、私が原賠法の法的問題点や訴訟における大まかな法律論等を説明するのですが、被告崔の話の内容が次第に変化していったのです。

当初は、最初に自己紹介をする中で、自身が在日韓国人二世であることに触れる程度だったのが、その部分が少しずつ長くなり、さらには原発問題の根幹は差別であるなどとして、民族差別問題が話の中心を占めるようになっていきました。私は、原発メーカー訴訟の主なテーマはそこではないので、バランスを失することのないよう何度も要望しましたが、聞き入れてくれる様子がないどころか、エスカレートする一方でした。

その後、訴訟の会のメーリングリスト（以下「訴訟の会ML」という）やフェイスブックを作ると、そこでも被告崔の民族差別をテーマとした発信は活発になるばかりでした。フェイスブックには、従軍慰安婦や在日差別についての投稿が延々と続くようになっていったのです。

4000名以上もの原告の大半は、いうまでもなく福島原発事故の責任を原発メーカーも負うべきだという一点で目的を共有しているのであって、民族差別と闘うために原告となった方はほとんどいないはずですが、少なくとも、本弁護士は、その様な委任を受けたことはありません。したがって、原発メーカー訴訟ないしその原告団が、民族差別を主たる課題とした運動を展開しているとの誤解を招くことは、代理人としても看過できないものでした。

そこで、私はやむを得ず、訴訟の会事務局長としての発信については、当該訴訟の趣旨から大きく逸脱しない内容に限定すること、それが難しいなら事務局長を他の方に代わってもらい、被告崔は単に原告の一人として自由に

発言すればいいのではないかと提案をしました。

さらに、訴訟の会 ML が、原告やサポーターになった方々について、本人の承諾なく自動的に登録される仕組みになっていたことや、同 ML に毎日のように被告崔が自身のブログ「オクロス」のリンクを貼って投稿すること等についても、問題を指摘しました。

そのようなやり取りに先立ち、本弁護団は、162 ページに渡る訴状を完成させ、2014 年 1 月 30 日と 3 月 10 日と 2 陣に分けた提訴を完了していました。しかし、何しろ 30 か国以上から集まった 4000 名分以上の委任状と原告目録ですから、その整理だけでも 1 年以上の時間を要することになり、その間、上述の通り、被告崔らと私との関係は、悪化の一途をたどったのです。

2 深刻化

被告崔とのこれらのやり取りは、直接口頭か事務局メーリングリストや同報メールで行われていました。

前述のとおり、本弁護団は、集団訴訟の経験のない私の個人的な友人たちを中心に構成されていたことから、訴訟とは直接関係のない問題で頭を悩ませることなく、訴状作成に集中してもらいたいと考えていました。そのため、被告崔との確執については、誰にも相談しませんでした。その頃には少しずつ弁護団メンバーにも知るところとなっていました。

訴訟の会事務局は、前述のメンバーだけではなく、定例会議への参加を広く呼びかけ、一度でも参加をすれば、基本的には事務局メーリングリストに登録されることになっていたようで、少なくとも 10 数名にまで増えていたと思います。いずれにしろ、被告崔との問題については、あくまでも、事務局内で解決すべき問題だと、私は考えていました。そのため、2014 年 6 月 28 日ころ、事務局有志の数名と弁護団の 3 名とで私の事務所で話し合いをすることになりました。ところが、被告崔はその場に姿を見せることなく、こともあろうに訴訟の会 ML（登録者数百名）に、「島弁護団長が私に事務局長を辞任するよう迫っています。皆さんはどうお考えですか？」という趣旨の投稿をしていたのです。何の説明もなく、そのような問いかけをされた原告の方々は、当然当惑し、それはおかしいのではないかという反応が多く寄せられることになりました。

そして、被告崔による、全体として事実と異なるストーリーや印象を作り上げるために、事実の一部だけを取り出し、あるいは個人宛メールの一部だけを恣意的に切り取って、メーリングリスト、ブログ、フェイスブック等で公表し、多くの人たちから誤信による賛同を得るやり方が、この時から始まったのです。このような手段を、被告崔が以前より用いていたものか、あるいはこの頃から採り始めたのかは分かりませんが、お互いの顔も性格も分か

らない人々の集団に対しては極めて効果的で、その後、毎日のように繰り返される同種の発信により、多くの人たちがこれに呼応し、訴訟の会の分裂は深刻なものとなっていきました。

他方、真実を知る事務局メンバーの多数は、被告崔を抑えようとしてくれましたが、彼は聞く耳を持たないかのように暴走し、訴訟の会の中から彼を盲信する人々も現れ始めました。訴訟の会 ML やフェイスブック、さらにはまったくの他人のブログ等で、私は、真実を知らない人々から口汚く罵られることも少なくない状況に追い込まれていったのです。

3 修復への試み

私は、無償で引き受けた訴訟において、このような立場に追い込まれたことで、何度も辞任を考えました。しかし、私を攻撃する人たちの大部分も、被告崔によって間違った認識を持たされているに過ぎず、また大部分の原告は今も本弁護団を信じて、訴訟の始まりを待っているのです。しかも、本弁護団メンバーは、すべて私が声をかけて集まってくれた仲間であることからすれば、いくら被告崔との関係に困難が生じたとはいえ、途中で放り出すなどということは許されるはずがありません。

また、2014年の9月ころには、原告有志の方々が訴訟の会事務局に代わって弁護団を支えようということで、次々に手を挙げ、10数名の「世話人会」という形で、実質的に新しい事務局を立ち上げてくれました。本弁護団も、私一人が弁護団長という体制ではなく、脱原発弁護団全国連絡会共同代表でもある河合弘之弁護士との共同代表制を採ることとし、また寺田伸子弁護士が事務局長として、外部との窓口となってくれました。

そんな中にあっても私は、被告崔とは、原発メーカー訴訟の立ち上げから提起に至るまで、極めて密接な協力関係の中で、多くの行動を共にしてきたこともあり、関係の修復を諦めたくはないという強い思いがありました。様々な形でコミュニケーションを図り、和解案を提示したりしながら、落としどころを模索し続けました。

しかし、訴訟の会の会費（以下「本件会費」といいます）として集めた500万円ものお金を、被告崔は我が物のように扱っており、国際連帯の名目でそこから経費を出して海外へも出かけていこうとしていました。本弁護団としては、そのような目的に本件会費を使うことのないよう通知書を出したりしましたが、効果はなく、被告朴や八木沼氏からの賛同のみで事務局による決議を経たなどとして、次々に支出を決定していったのです。

このように、訴訟の会事務局と本弁護団との間の信頼関係が決定的に毀損されていく状況にあって、訴訟の会から実質的に離脱し、世話人会を支持する人が確実に増加し、中でも被告崔への不信感を深めた会計担当の大

久保氏が世話人会に参加することを決断する等、被告崔は少しずつ孤立していきました。もはや事情を詳しく知る者で、被告崔を支えるのは、被告朴と八木沼氏ぐらいでしたが、それでも地方の原告のうち数人は被告崔を盲信するかのようになり、私に対する誹謗中傷を繰り返していました。

本弁護団としても、これ以上、原告団の分裂を放置することはできず、特に本件会費に対しては一定の責任を負っているため、被告崔について信頼関係の回復は不可能と決断せざるを得ず、同年10月4日には、口頭で辞任を伝えました。

これに対し、同年12月19日、被告崔らは、私に対し、東京弁護士会に懲戒請求、東京地検に名誉棄損罪で告訴を行ったのです。

4 辞任へ

このようなことがありながらも、本弁護団は、被告崔らとの信頼関係の回復へ一縷の望みを捨てきれず、裁判所に対しての辞任届の提出を躊躇していました。それは、エネルギーな被告崔の有能さ、好漢、被告朴の人としての魅力を十分に知っていたということもあり、これまで通り、全員で協力し合ってやっていくことができれば、という思いを諦めきれなかったからです。そんなことから、場合によっては、再委任も可能である旨の通知をしたこともありました。

しかし、様々なことが明るみになっていく中で、このまま彼らを原告として残しておくことは、他の原告の方々との関係でも到底不可能であり、また裁判所へも被告崔らが直接問合せ等をするようになったことから事情を説明せざるを得ず、裁判所からは、辞任をするなら早めに辞任届を出すよう要請されていました。さらにその間も、被告崔らによる私に対する攻撃は、激しさを増していたこともあり、第1回口頭弁論期日を約1か月後に控えた2015年7月13日、ついに被告崔らについての辞任届を提出したのです。

第3 損害

1 止まない攻撃

辞任届の提出によって、被告崔らからの攻撃はさらに激化の一途をたどりました。

インターネット上での誹謗中傷のみならず、2016年2月22日には、2回目の懲戒請求、同年8月1日には、横浜地裁への損害賠償請求訴訟の提起がなされました。内容的には何ら証拠もなく、事実とはかけ離れた主張を並べ立てただけのものですから、彼らの請求が認められる余地はないものとはいえ、その都度、対応を余儀なくされ、またそれらの書面を毎回のようにインターネットで公開されました。

同じ目的をもった仲間という意識を払拭することができず、いつかはまた分かり合えるときが来ると考えていた自分がいかに甘かったかを嫌というほど思い知らされることになったのです。

2 失われた信頼と決断

被告崔らの、止まるところを知らない、真実を度外視した私への誹謗中傷のネット公開によって、私は、弁護士として、また人として、多くの信用を失いました。原発メーカー訴訟の原告の中から、10 数名の方より解任の通知が届きました。その他の方法で、原告をやめると連絡をしてきた方は、さらに多数に上ります。インターネットで私の氏名を検索すると、被告崔のブログの「懲戒請求」や「告訴」といった言葉が1 ページ目に上がってくるようになりました。今の時代は、人を評価するにあたって、インターネットで検索して情報を得ることが一般的ですから、このことによる影響は計り知れません。被告崔らの行為は、意見の相違や、グループ内での衝突にあたって、激しく主張をぶつけ合うという範囲をはるかに超え、ことさらに人身攻撃を目的としたものであることは明らかです。

このような状況から、私は、やむを得ず、本訴訟を提起しました。被告崔らの行動をやめさせるためには、それが違法であることを明確にするしかないと考えたからです。

大変残念なことですが、ここまで来てしまった以上、安易に妥協することなく、法的な判断をいただくしかないと思っています。

以 上